



人と建設企業、世界をつなぐ

# 建 技 人

KEN GI JIN 02  
2024 spring/summer

MESSAGE

JAC理事長 三野輪 賢二  
インタビュー

MOVEMENT

海外の動向

REGION

共に生きるための取組み

CLIP

受入企業の好事例

VOICE

JAC活動レポート

HINT

共生のヒント

COMICS

ジャックの日報

SYMBOL

友好のシンボル

IDEABOOK

親睦のアイデア帳

JAC NOW

JACの取組報告

SERVICE

特定技能の受入支援サービス

INFORMATION

コールセンターからのご案内



KEN GI JIN

人と建設企業、世界をつなぐ

VOL.02 2024 | spring/summer

2024年6月1日発行

発行：一般社団法人 建設技能人材機構 〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階  
編集・デザイン：株式会社KeyProCreative 取材：株式会社KeyProCreative 印刷：大村印刷株式会社



一般社団法人  
建設技能人材機構  
Japan Association for Construction Human Resources

本誌掲載内容の無断転載を固く禁じます。

「建技人—KEN GI JIN—」に関するご意見・ご要望

MAIL : info@jac-skill.or.jp

建技人ホームページはこちら  
<https://kengijin.jac-skill.or.jp>



MESSAGE

- 03 **世界と人材獲得を競う時代、  
支援サービスの拡充で建設業の魅力を発信**  
JAC理事長 三野輪 賢二

REGULAR

- 05 MOVEMENT | 海外の動向  
**メイドインジャパンの住宅をインドネシアに広めたい**  
株式会社飯田産業 PT. PERUMNAS IIDA GROUP
- 07 REGION | 共に生きるための取組み  
**目指すは「外国人県民」が住みやすいまちづくり**  
群馬県庁
- 09 CLIP | 受入企業の好事例  
**プライベートでの交流をクリップ**  
株式会社菅原設備
- 11 VOICE | JAC活動レポート  
**国内外の外国人に向けた  
日本の建設業のPR活動を展開**  
JAC事業部
- 13 HINT | 共生のヒント  
**労働安全衛生の重要性と日本**  
弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士 杉田 昌平さん
- 15 COMICS  
**ジャックの日報**  
作・福田 雄一
- 17 SYMBOL | 友好のシンボル  
**カンボジア・メコン川をわたる「つばさ橋」**  
独立行政法人 国際協力機構(JICA)
- 18 IDEABOOK | 親睦のアイデア帳  
**バツソ** (インドネシアの肉団子スープ)
- 19 JAC NOW | JACの取組報告  
**19 #1 日本の建設業の魅力をPR**  
**21 #2 「外国人材育成賞」「事業展開賞」を7社が受賞**
- 23 SERVICE | 特定技能の受入支援サービス  
**受入企業のお役立ち支援!**  
23 研修・講習サポート      24 オンライン特別教育  
25 日本語講座・一時帰国支援      26 CCUS手数料支援・補償制度
- 27 INFORMATION | コールセンターからのご案内  
**外国人就労管理システムの  
ID/パスワードの再発行の方法**

人材不足に悩む建設業界にとって、いまや外国人材の受入れは必要不可欠な取組みとなっています。そうした社会的ニーズを背景に、JACでは受入企業と外国人就労者のサポートをはじめ、よりよい受入環境の構築を目指した活動を行っています。

会員の皆さまに、その活動内容についてよりご理解いただきたく、発刊したのが「建技人-KEN GI JIN-」です。

コンセプトは「JACが見える機関誌」。

JACの活動内容、外国人雇用に関する最新情報やトレンドなど、受入企業にとって有益な情報を発信しています。

当誌がJACと読者の皆さまとをつなぐ媒体となり、円滑なコミュニケーションを実現できるよう、当機構職員一同、尽力いたします。

JAC(一般社団法人 建設技能人材機構)  
建技人-KEN GI JIN- 編集部一同



## 世界と人材獲得を競う時代、 支援サービスの拡充で 建設業の魅力を発信

JAC理事長

**三野輪 賢二**  
Kenji Minowa

### Message

技能実習制度や特定技能制度に大きな変化が起こりつつある今、JACはどのような取組みを行っているのか。三野輪賢二理事長に詳しく伺いました。

#### 外国人が中長期に 活躍できる環境を整備

##### — 令和6年度の主な取組みを教えてください

主に特定技能外国人が建設業界において中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を進めています。具体的には、

2号特定技能外国人への移行も見据えた1号特定技能外国人のスキルアップや、海外における優秀な外国人材の確保、特定技能外国人にとって働きやすい職場づくりなどの支援です。

そのなかでもすでにスタートしているのが、インドネシアなど海外でも実施している特定技能1号評価試験です。現状の合格率はそれほど高くはありませんが、それは予測していたことです。なぜなら一定期間、現場経験のある技能実習生とは違い、経験ゼロから試験に挑む方も多いため、苦戦するのは当然です。むしろ、ある程度のハードルの高さを設けておかなければ、優秀な人材確保へとつなげることは難しいでしょう。とはいえ、外国人に試験へのモチベーションを上げてもらうためにも、勉強への支援も必要で、今後の課題だと考えています。

れば、優秀な人材確保へとつなげることは難しいでしょう。とはいえ、外国人に試験へのモチベーションを上げてもらうためにも、勉強への支援も必要で、今後の課題だと考えています。

##### — 正会員団体による海外現地での技能訓練も増えています

例えば日本型精工工業協会では、インドネシアで特定技能として日本企業に入職が決まった人たちに、入国前に技能訓練を行う取組みをスタートしています。また、入国許可が下りるまでの期間を利用して日本語教育を行い、あいさつや自己紹介

ができるなど日常会話をマスターしてから日本へ来てもらうといったことも実施しています。現地で特定技能評価試験に合格した人は初めて来日する場合がほとんどなので、入職前の技能や言葉の学習に関する支援は今後さらに必要になると考えています。

#### 世界から見て魅力的な サービスを提供していく

##### — 最近のトピックとして、技能実習制度を発展的に解消し育成就労制度を創設する法案が閣議決定（取材日時点）されましたが、その影響は？

外国人技能実習制度について、2022年から有識者会議で議論が進められてきましたが、政府は新制度として「育成就労」を新設する法案を閣議決定しました。法案が成立すれば2027年までの施行を目指すこととなり、そうなるまでこれまでの特定技能へ移行の流れが大きく変わります。新制度が施行されれば、育成就労として働く間に特定技能評価試験などに合格して特定技能へ移行するか、もしくは特定技能評価試験などに合格して特定技能として入職するか、どちらかになります。そうすると、私は後者が増えるかと予測しています。そうなった場合、トラブルなくスムーズに試験を行えるよう、今後を見据えた体制づくりを進めているところです。

##### — 特定技能外国人が増加することを踏まえて、注力している取組みはありますか？

力を入れているのは、労働安全衛生法で定められている資格取得への支援です。現在、特定技能外国人は二万人を超えており、技能実習と合わせれば十数万人の外国人が建設業で働いています。今後さらに増えることを考えると、外国人の怪我や事故の件数が増加していく可能性は十分あります。資格を取るということは知識を身につけるということ。事故リスクの回避につながることで、資格取得は



急務といえるでしょう。資格取得支援の拡充はJACが取り組むべき施策のひとつだと考えています。

そうしたなか、課題となったのが技能実習生や特定技能評価試験に合格したばかりのまだ日本語が不得意な人たちに、どのようにして講習を受けてもらうかです。そこでJACでは今年度から「新規入職者教育」「足場・フルハーネス等の特別教育」の母国語でのオンライン講習をスタートします。ひとまず2つの講習から始めますが、今後、講習の数を順次増やしていく予定です。

##### — 日本語教育の需要も増えるのではないのでしょうか？

そのとおりです。改正法案が成立すれば育成就労が特定技能へ移行するには試験に合格することが条件になります。その試験のひとつが日本語能力試験で、N4相当に合格する必要がありますが、私たちが考えなければならないのは、彼らの学習機会についてです。仕事から疲れて帰ってきて、翌日も早くから出勤する日々の中、勉強するのは大変なことです。そうすると、忙しい平日ではなく土日にオンライン講習を行うといった支援も必要になります。ただでさえ日本語はひらがな、

カタカナ、漢字があり、「てにをは」など文法構成が他言語と比べ特異であるともいわれます。だからこそ、日本語学習は「質と量」が大切で、JACによる支援が求められている部分だと思います。

##### — そうした支援は日本で働こうと考える人たちにとって魅力になりますか

現在、特定技能のような制度は世界各国にあり、いかに優秀な人材を呼び込むか、競争になっています。しかし、日本にいて、そうした情報がなかなか入ってこないのが実情です。例えば、昨年まではオーストラリアや韓国といった国が比較的給料が高く稼げることで人気となっていました。ですが、現在はまた事情が変わって、ヨーロッパの給料が高騰し人気が高まっています。

いまや建設業は、国内でほかの分野と競い合うだけでなく、他国にも負けない魅力をもたなければ人材を獲得できない時代です。日本の特定技能制度はより優れた制度へと進化していかなければなりません。そのためにも、各国の動きについて情報収集しながら、世界から見ても魅力的な支援サービスを提供していくことが、JACの役割だと自負しています。

聞き手：JAC編集部 2024年3月27日取材

## メイドインジャパンの住宅を インドネシアに広めたい

PT. PERUMNAS IIDA GROUP

経済成長が著しいインドネシアにおいて、日本の建設業による街づくりが加速しています。株式会社飯田ホールディングス傘下の株式会社飯田産業は、インドネシア国営企業プルムナス社の連結子会社であるプロベルナス社と合弁会社「PT. PERUMNAS IIDA GROUP」を設立。現地にて独自の工法による戸建て住宅を販売し、国内外から注目を浴びています。

聞き手: JAC編集部 2024年1月31日取材



PT. PERUMNAS IIDA GROUP  
President Director

渡辺 健一郎 さん

Kenichiro Watanabe

### 震度7にも耐えられる ストロングCB工法

— 事業内容を教えてください

株式会社飯田産業は「パワービルダー」として、日本の戸建て住宅産業を牽引してきたと自負しています。その強みを活かし、海外でも安価で品質の良い住宅を提供するという目的でインドネシアへと進出しました。主に「ストロングCB工法」という、コンクリート

ブロックが重なる嵌合部に独自形状を取り入れた、耐久力の高い建材を活用した家づくりを行っています。ただし、当社はインドネシアでの建設業の事業許可を取得できていないので、工事は現地の工務店に委託しています。ストロングCBはグループ会社のPT. Iida Group Holdingsインドネシア工場

で生産し、特許も取得しています。東南アジアは高温多湿であり、本来は木造建築に適していない地域といえます。また、インドネシアは地震の多い国で、家屋も揺れに対する耐性が求められています。そこで、東南アジアの事情に即した家づくりにチャレンジしようとしたのが当社の事業になります。現在、ジャカルタの南に位置するデボック市に1,650戸の分譲住宅を建てる計画を進めていて、第1期として121戸の住宅を販売中です。

— ストロングCBはどんな特徴があるのでしょうか？

耐震性に優れているのが大きな特徴です。日本での耐震実験では、震度7を想定した揺れを与えても損傷なしという結果が出ています。またストロングCBの工場でも強度に問題がないか、強度検査をして品質管理も徹底しています。

インドネシアの住宅事情を調べると、比較的高い頻度で建て替えていたり、リフォームしていたりする傾向にあることがわかります。その点では、当社の住宅は耐震性が高く、耐久性もすぐれているので、「丈夫で長持ちする家」として魅力を感じてくれるはず。また、施工面でも、インドネシアではコンクリートブロックを積む際に、両側にモルタルを厚く塗ってまっすぐ立てるのですが、当社のストロングCBは嵌合によるかみ



合わせがしっかりしているので、その必要がありません。工事費用の削減という意味でもメリットが大きいといえるでしょう。

### 日本で働くインドネシア人の活躍の場になるために

— 日本での施工事例はありますか？

実は、海外進出を見据えて、国内でストロングCB工法を用いた施設の建設を行いました。それが2020年に開業した沖縄県宮古島のヴィラ「シーウッドホテル」です。建設にはインドネシア人の技能実習生が関わっており、現場でストロングCB工法を学び、経験を積んでもらいました。そして、その人材を当社が採用し、インドネシアの工務店にストロングCB工法を指導しているというわけです。

— インドネシア進出で大変だったことは何ですか？

まず、インドネシアの住宅建設業界は安全面が徹底されていないという問題がありました。そこで、日本で経験を積んだ技能実習生に工事の進め方や安全面について説明してもらい、建物だけでなく、工事自体も日本クオリティにしていかなければいけません。日本とインドネシアの住宅建築に関する考え方の違いを現地業者に伝達し、普及させるために、技能実習生の活躍は大きいと考えています。

あとは、インドネシアには雨季があり、工事期間中は天候に左右されることも少なくありませんでした。デボック市は山に近いこともあり雷が多く危険なので、かなり神経を使いました。

— 今後の展開について教えてください

建設業の事業許可をなるべく早く取得して、自社で施工から販売まで一貫して行える体制を整えたいと考えています。それができれば、今日本で働いている飯田産業の技能実習生にとっても当社が活躍の場になります。インドネシアに日本が誇る安全で快適な住宅を広めるためにも、メイドインジャパンの工法、人材を磨き育てていきたいと思っています。

- 1 President Directorの渡辺健一郎氏
- 2 ストロングCBを積んでいる様子
- 3 デボック市で販売中の分譲住宅
- 4 優れた耐震性は地震国で大きな魅力となる
- 5 日本で技能実習を経験したPT. PERUMNAS IIDA GROUPの現地スタッフ

# REG ION

共に生きるための取組み

## 目指すは「外国人県民」が 住みやすいまちづくり

JACでは全国各地の自治体で行われている建設分野における特定技能人材増加に向けた方策についての調査を行っています。今回、訪れたのは人口に占める外国人住民の割合が東京都、愛知県に次いで全国3位の群馬県です。県が行う独自の取組みについて県庁職員に詳しく伺いました。

聞き手：JAC調査研究部 2023年12月18日取材

### 建設業外国人材受入れセミナー

JAC 群馬県内の建設業には、どちらの外国籍の方が多いのでしょうか？

荻野 一番多いのはベトナムで、続いてインドネシア、フィリピンの順になります。中国系の人も多くて、そのほかミャンマーなど東南アジアからの人材が増えつつあります。

JAC 群馬県が行っている建設業外国人材受入れセミナーは、そうした県内の外国人と企業をつなぐためのものですね。

荻野 そのとおりです。外国人材の受入れを検討している建設業者向けに、外国人材の活用事例や受入れに関する制度・手続きを紹介するセミナー動画を配信しています。JAC 建設分野でのセミナーを始めたきっかけはなんですか？

荻野 建設業は働き手の高齢化が進み、若手の入職も少ない中で、外国人を受け入れようと考えている企業は少なくありません。しかし、実際に受け入れようとしても、どのような制度があり、どんな手続きをすればよいかわからないという声もあったので、受入れへの理解を促す目的で動画を



配信しました。

武井 初めに動画を配信したのが令和2年度です。その後、視聴した方々から「もっと詳しい情報が知りたい」というご意見をいただき、令和3年度にブラッシュアップしたものが、今YouTubeにアップされている動画になります。

JAC 外国人を受け入れたいという要望は増えていますか？

荻野 受け入れたい気持ちはあるものの、受入れ体制をどのように整えればよいか、まだまだ不安が残るようで、積極的な企業は少ないのが実情です。そうした企業にこそ、セミナー動画を観ていただき、検討

材料にしていきたいです。

武井 動画以外にも、建設業向けに経営アドバイザーの派遣を行っています。人材不足や経営課題について中小企業診断士に相談できるサービスで、外国人を受け入れることについて不安なことや疑問に思うことがあれば、ご相談いただければと思います。

JAC 実際に受入れについての相談はありましたか？

武井 令和4年度は経営アドバイザーの派遣が18回あったのですが、その中で外国人材活用について知りたいという相談もありました。今後、受入れのニーズはより増えていくと予測しています。

地域創生部 くま暮らし・外国人活躍推進課  
外国人活躍推進係 係長

東野 真士 さん

JAC 多文化共創カンパニー認証制度について教えてください。

東野 外国人材を仲間として受け入れている事業者を、以下の観点から評価し、認証しています。

- ・外国人材が企業の新たな価値創造に貢献できる業務を担っている
- ・外国人材の能力開発の機会を積極的に設けている
- ・外国人材が日本人に混じり、企業の役職等について活躍している
- ・その他、外国人材の活躍につながる支援を行っている

### 多文化共創カンパニー認証制度

現在、認証されているのは県内11事業者になります。JAC 認証されるとどんなメリットがあるのでしょうか？

東野 外国人にとって働きやすさの指標となるので、海外から人材を受け入れやすくなるというメリットがあります。認証カンパニーだけが使用できるロゴがあるので、これを活用して外国人へアピールすることも可能です。また、認証されると県が主体となって事業者の優れた取組みを動画にして、国内外に発信することもしています。JAC 認証カンパニーに建設業者もいますか？

東野 現在は1社が認証カンパニーに選出されています。私は建設分野として外国人の受入れにとっても有利な制度だと思っていて、認証カンパニーに選ばされると海外からの注目度が格段に高まります。2023年12月にベトナムの首相が来日し、県庁を訪問したのですが、その際ベトナム人が

活躍している認証カンパニーを視察することがありました。制度が海外にも知られていることがよくわかる事例で、外国政府から見ても認証は魅力のひとつになっているのではないのでしょうか。

JAC 優秀な人材の獲得にもつながりそうですね。

東野 そうですね。企業が外国人材を「仲間」として迎え入れる風土を今以上に醸成していくには、こうした施策が大きな意味をもつはずです。それがまた群馬県の魅力になることを願っています。



Gunma Intercultural  
Co-creation Company

▲多文化共創カンパニー認証ロゴ

### ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 外国人県民が日本語を学べる環境づくり

JAC これまでどんな相談がありましたか？

阿久津 入管の手続きや労働に関することが多いと思います。あとは医療に関する相談も多くて、診療科についての相談や、コロナ禍においてはPCR検査やワクチン接種についての問合せ、感染後の療養生活などについての相談が寄せられました。JAC 日本語を学べる環境づくりも行っていきますね。

阿久津 市町村や国際交流協会、NPOが中心となって日本語教室を開設し、学習支援しています。県としては日本語教室に携わるボランティアを養成し、教室運営を支援しています。

阿久津 はい、予約制で行っています。また、県内の市町村に出向いて相談会を開催しています。

JAC どのような人が参加しているのでしょうか？

阿久津 学びに来ている外国人の目的はさまざまで、生活するうえで必要な日本語を身につけたい、日本語能力検定にチャレンジしたいなど、人それぞれです。日本語教室は少人数制で開催していることが多いので、より個々のニーズに合わせて寄り添えるのも良いところですね。ぜひ活用してほしいと思います。



地域創生部 くま暮らし・外国人活躍推進課  
多文化共生係 係長

阿久津 智子 さん

JAC ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターではどのような取組みをしているのでしょうか？

阿久津 その名のとおり、ワンストップで生活全般の困り事の相談を受け付けています。在留資格や仕事、病気やけが、子育て、福祉関係など幅広く対応していて、必要に応じて弁護士や東京出入国在留管理局など関係機関もおつなぎしています。JAC 弁護士や行政書士と連携した相談会も開催していますね。

### 建設企画課 YouTube



建設業外国人材受入れセミナー(制度編)  
<https://www.youtube.com/watch?v=S9oiJ8ux36I>



建設業外国人材受入れセミナー(手続編)  
<https://www.youtube.com/watch?v=49yQG8N7xj0>





## 株式会社菅原設備

所在地:愛知県津島市元寺町3-21-2 事業内容:給排水衛生設備工事業

全国の受入企業を取材していると、仕事の時間外に行っている興味深い独自の取組みに出会うことがあります。その内容は、ユニークなものから画期的なものまで、各社さまざま。ぜひ参考に見てみてはいかがでしょうか？



愛知県の株式会社菅原設備では、日本人と外国人が集まってフットサルチームを結成しています。同社ではさまざま国籍から外国人を受け入れており、日本人とあわせて多国籍のチームになっているのだとか。詳しいお話を同社代表取締役社長の菅原直樹さんに伺いました。

聞き手:JAC編集部 2023年12月20日取材



代表取締役社長  
菅原 直樹 さん

## フットサルチームを立ち上げ プライベートでの交流を活性化

—仕事以外でどのようなコミュニケーションをとっていますか？

月に一回くらいのペースでフットサルをしています。当社は受け入れている外国人が中国人、モンゴル人、ミャンマー人、ベトナム人、ラオス人と多国籍なのですが、日本人を含めて20人ほどが集まり楽しんでいます。残念ながら、コロナ禍になってから一時的にストップしていましたが、また再開する予定です。

—いつから始めたのですか？

2017年頃だったと思います。私がサッカー好きなので、仕事以外で交流できるものとしてフットサルをやってみないかと、当時受け入れていた中国人、ベトナム人、モンゴル人を誘ってみました。そうしたら「やりたい!」と反応がよくて、すぐに集まり始めるようになりました。

—会社としてはどのようなサポートをしていますか？

まずフットサルをするのに必要なコート代は会社として費用を負担しています。本当はユニフォームもそろえるつもりだったのですが、これもコロナ禍の影響でストップしてしまっています。弊社はベトナムにもグループ会社を設立しているのですが、実はそちらでもフットサルチームが立ち上がっていて、ユニフォームもそろえているんです。ある時、

ベトナムの現地社員から「ユニフォームを作ったから、社長の分も用意したよ」と連絡があり見せてくれました。それがとてもうれしくて、それなら日本のフットサルチームのユニフォームも作ろうという話になりました。早く実現させたいです。

—フットサルを始めて、社内に変化はありましたか？

フットサルではチームプレーが何よりも大切です。パスをつないでシュートを打つ、守るにも攻めるにも全員での意思疎通が必要です。フットサルチームを立ち上げたことにより、コミュニケーションが活性化して、プライベートだけでなく仕事にもとてもよい影響があると考えています。また、外国人にとっては「走れ!」「あぶない!」など、プレー中にも日本語が飛び交う環境に身を置くことになるので、自然と言葉の勉強にもつながっているはずです。やはり会話が生まれたらそれだけ仲が深まっていくもの。人間関係を育む場としても機能しているのではないのでしょうか。

—仕事外での交流は必要だと感じていますか？

とても感じています。もちろんコロナ禍の間はセーブされていたようですが、フットサル以外にも休日に国籍問わず従業員同士で集まってパーベ

キューや釣りなどをしているみたいです。これは非常によいことだと考えていて、間違いなく仕事での連携につながっていると思います。従業員が楽しそうな様子をSNSにアップしているので、それを見ると思わずうれしくなってしまう。

—とてもよいサイクルが生まれたのですね

最初こそコミュニケーションが生まれる環境を作ろうと気配りしていましたが、仕事での外国人たちの技術レベルが上がってくるにつれ、「もう日本人も外国人も関係ないよね」という声が聞こえてくるようになりました。そうなると、お互いがリスペクトし合って、友達のような関係になっていきます。そこでプライベートでの交流のきっかけを作ったことがよかったのでしょうか。他社の方々にもぜひおすすめしたいです。



参加人数は多い時で20人を超えることもある



## 国内外の外国人に向けた 日本の建設業のPR活動を展開

JACでは受入企業への支援・サポートのほかに、建設業への入職を促す活動にも力を入れています。インドネシア現地では、日本で働くことを希望する人を対象に職種説明会を実施。日本の建設業を広くPRしています。また、来日している外国人に対しては、日本の建設業への興味関心を促すオンラインセミナーも開催。今回は、そうした活動の詳細を担当者に伺いました。



担当者：JAC事業部 鹿野  
(一社)日本型枠工事業協会より出向

### ■ インドネシア現地で 職種説明会を実施

#### — 海外での活動について教えてください

JACではJAC正会員団体を支援する事業を行っています。その中で、インドネシアからの受入れをさらに推進していくために、型枠、鉄筋、鉄筋継手、コンクリート圧送の4つの職種団体が主催し、各々の職種や日本の建設業の魅力をPRすることを目的として、インドネシア現地で職種説明会を実施しました。

#### — なぜインドネシアなのでしょう？

建設業界の各企業から、これからインドネシア人材を受け入れていきたいという要望が多数寄せられています。その声に応えるためにインドネシアでの職種説明会の実施に至りました。また現在、インドネシア国内では、日本で働くことを希望している学生がジャカルタなどの都市部だけでなく、地方にも多くいることがわかっています。そうした人たちにより日本の建設業を理解し、さらなる興味関心をもってもらうために、2023年10月に地方都市のマディウンで実施しました。

#### — 職種説明会の内容を教えてください

まず特定技能制度の概要を説明し、その後、型枠、鉄筋、鉄筋継手、コンクリート圧送の4つの職種を動画を使って紹介しました。そして、もうひとつ用意したのが、特定技能外国人として日本の建設業で働くインドネシア人の1日を撮影した動画です。実際の生活の様子や一日の流れがわかる動画を流すと、来場者の方々も興味深そうに観ていたのが印象的でした。そのほかにも、日本で働くことについてのインタビュー動画も会場で流しました。

#### — 職種説明会を開催してみたいかがありましたか？

冒頭のあいさつで「日本に行きたい人！」と尋ねて学生たちに手を挙げてもらったところ、会場のいたるところで手が挙がり、日本で働くことへの関心の高さを実感しました。また、当日は会場に現地の新聞社が取材に来ていて、実際に翌日の新聞に記事が掲載されるなど、反響は少なくなかったようです。今回の職種説明会はいわゆる“種まき”で、参加してくれていた方の中から日本の建設会社に就職してくれる人が現れることを期待しています。インドネシアは国土が広く、いろいろな島があって、各地域によっても文化が違います。今後も継続的に各地で職種説明会を行い、日本の建設業をPRしていきたいと考えています。



職種説明会では日本の建設業の魅力をPR

### ■ 「日本の建設業で働こう セミナー」国内の外国人 人向けに開催

#### — セミナーの内容を教えてください

このセミナーは、日本の建設業に興味のある国内にいる外国人を対象に、オンラインで月1回開催しています。さらに興味をもってもらうために、JACのホームページで公開されている特定技能のテキストをベースに、日本の建設業について解説しています。このテキストは内容も幅広く、専門的な言葉も使われているので、建設業を未経験の方には少し難しい部分もあります。そこで、まったくの初心者でもわかりやすいようにやさしい日本語で説明しています。そのほかにも、JACでの仕事の探し方などの情報を案内しています。

#### インドネシア大使館より、インドネシア人を雇用されている企業様へ

ラボル ディリ「Lapor Diri」は、在外インドネシア人向けに提供される行政への各種届出や行政サービスのためのオンラインシステムです。「Lapor Diri」は個人での登録が必要です。右のQRコードからアクセスできます。

<https://peduliwni.kemlu.go.id/beranda.html>



CHECK!

#### — セミナーではどのような工夫をしていますか？

特定技能のテキストの解説では文字だけでなくと伝わらない部分も多いので、写真や動画を活用して、内容について誰でもイメージできるような工夫をしています。また、質疑応答の時間も設けており、参加者から口頭やメッセージで質問を受けることも少なくありません。これまで受けた質問は「建設の仕事を探しているが、どうしたらよいか」や「塗装の仕事をしたいがどの区分の試験を受けたらよいか」といったものまで、さまざまです。セミナーはアーカイブの動画もJACのホームページに載せていますので、参加した人も、参加できなかった人も繰り返し何度も学び直しができるのもメリットのひとつだと思います。

#### — 今後の展開を教えてください

これまでも建設業に興味のある外国人を対象に、建設業で働くきっかけとなる

オンラインセミナーを開催していました。それを毎年、参加者がよりわかりやすいものにカスタマイズし、バージョンアップしたものが、2023年2月から始まった「日本の建設業で働こうセミナー」になります。もちろんこれからも同様のセミナーは続ける予定で、参加者からの期待も高く、手応えを感じています。より優秀な人材を建設業に呼び込むためにも、周囲で建設業に興味のある外国人や、あらためて学び直しがしたいという外国人がいましたら、無料ですのでぜひご参加ください。



セミナーで司会進行役を務める鹿野さん

### ■ インドネシア現地での職種説明会 参加者の声



マウラナさん  
Maulana Pambudi  
学校: SMK Bina Patria 1 Sukoharjo

日本はテクノロジーが進んでいて、きれいな国だと聞いていたので、家族を支えるためにもぜひ日本へ行きたいです。文化にも興味があって、祭りなどにも参加してみたいです。イスラム教徒である私の夢は、いつか家族をメッカまで連れて行くこと。お金がかかりますが、しっかりと貯めて必ず実現させたいです。



フェルナンドさん  
Vernando Ekad  
学校: SMK PGRI 1 Mejayan

職種説明会で一番興味があったのは、鉄筋継手です。高校で溶接の勉強をしているので、自分にもできそうだと感じました。日本人はやさしいと先輩から聞いているので、不安はそれほどありません。日本で働くことができれば、その経験を活かして、インドネシアで日本語を教える先生になるのが夢です。



マディウンにある学校の講堂で開催



## 共生の Hint

# 労働安全衛生の重要性と日本

建設業にとって労働者の安全確保は最重要課題です。しかし、世界に目を向けると、労働安全衛生が行き届いているとは言えないのも事実。そんななか、日本は安全な就労環境を提供できる数少ない国であり、これは移住労働者にとって大きな魅力のひとつになります。今回は、そんな労働安全衛生の重要性について解説します。



弁護士法人 Global HR Strategy  
代表社員弁護士

Shohei Sugita

杉田 昌平 さん

弁護士(東京弁護士会)、入管届出済弁護士、社会保険労務士。慶應義塾大学大学院法務研究科特任講師、名古屋大学大学院法学研究科日本法研究教育センター(ベトナム)特任講師、ハノイ法科大学客員研究員、法律事務所勤務を経て、現在、弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士、独立行政法人国際協力機構国際協力専門員(外国人雇用/労働関係法令及び出入国管理関係法令)、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所研究員。

### はじめに

毎日現場では危険予知活動(KY活動)を実施し、技能実習生や特定技能外国人を含めて、KY活動をされていることも多いと思います。

皆さんのなかでは、ごく自然なこととなっている「労働安全衛生の重要性」ですが、これは国境を越えて働く移住労働者にとっても同じく重要です。ただし、移住労働者の世界では重要なものとして扱われていないことも少なくありません。

今回は、労働安全衛生と特定技能外国人などを含む移住労働者に焦点を当て、そのなかでの日本の位置づけを見ていきたいと思います。

### 労働安全衛生の重要性

1998年の国際労働機関(以下、ILO)総会で採択されたものとして「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」があり、そのなかでILO加盟国は4項目(中核的労働基準)についての尊重、促進、実現に向けた義務を負うとし、対応する8つの基本条約を未批准の場合でも、この原則の推進に向け

て努めるべきとされてきました。

そして、2022年6月に開催された第110回ILO総会で、この中核的労働基準に労働安全衛生に関するものとして「安全で健康的な労働環境を含めることに関する決議」が採択され、即時発効されました。これにより、「安全で健康的な労働環境」が中核的労働基準として追加され、それに対応する「職業上の安全及び健康(1981年、第155号)」および「職業上の安全及

び健康促進枠組(2006年、第187号)」の2つの条約を含め、中核的労働基準は5分野10条約となっています。これらの中核的労働基準と対応する基本条約をまとめると、図1のとおりとなります。

ILOの中核的労働基準は、ビジネスと人権の指導原則において企業が尊重すべきものであり、労働安全衛生は、労働者にとって人権のひとつであると言えます。

日本でも、労働安全衛生法に基づき、

	中核的労働基準の項目	基本条約
(a)	結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約(87号) 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(98号)
(b)	あらゆる形態の強制労働の禁止	強制労働に関する条約(29号) 強制労働の廃止に関する条約(105号)
(c)	児童労働の実効的な廃止	就業が認められるための最低年齢に関する条約(138号) 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時的行動に関する条約(182号)
(d)	雇用及び職業における差別の排除	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(100号) 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(111号)
(e)	安全で健康的な労働環境	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(155号) 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(187号)

図1 中核的労働基準と対応する基本条約



写真1 海外では安全意識が低い現場も少なくない

事業場における労働安全衛生の確保が定められており、事業主・労働者の日々の努力により安全で健康を害さない、快適な職場環境の形成が促進されています。

### 移住労働者と労働安全衛生

重要な労働安全衛生ですが、国境を越えて働く移住労働者にとって、労働安全衛生の確保は当たり前のことではありません。例として、2022年のサッカーワールドカップのカタール大会を挙げましょう。

さまざまな国が大会への「ボイコット」を表明し、日本でも日経新聞で「カタールW杯、欧州で広がる抗議活動 人権侵害を懸念」(2022年10月25日)と報道されました。イギリス・ガーディアン紙の調査で、カタールでは10年間に6,500人以上の移住労働者が死亡したとされており、夏の酷暑にさらされる屋外での作業は、熱ストレスによって労働者が死亡する一因とされています。

このとおり、移住労働者にとって、労働安全衛生が確保された労働環境で働くことは当たり前ではなく、反対に、労働安全衛生が確保されていない「危険」な職場で働かざるを得ないことも多々あります。これは、労働安全衛生が確保されていない国は1カ月程度の準備期間と10万円程度の費用で働きに行くことができるので、来月から親族に仕送りをする必要がある移住労働者にとっては「早くて・安く・危険」な移動先を選択せざるを得

在留資格「技能実習」における労災による死亡者数

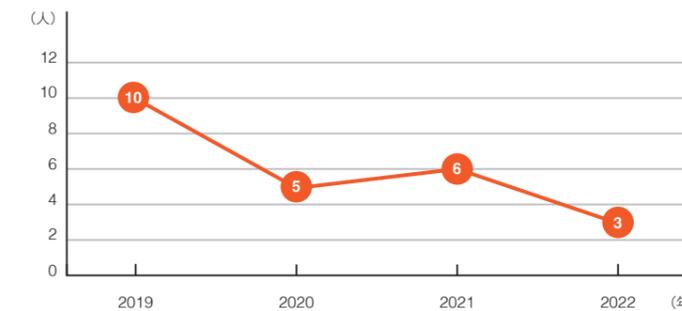


図2 厚生労働省「外国人労働者の労働災害発生状況」より作成

ない事情もあります。

また、移住労働者の出身国においても、労働安全衛生は十分に確保されているとは言いがたい状況もあります。

上の写真1はある国で撮影されたものです。ヘルメットやハーネスの着用をせずに作業しているのがわかります。

このように、移住労働者の出身国においても、ヘルメットを着用しない、高所作業でハーネスを着用しないといった例が見られます。そのため、移住労働者にとって労働安全衛生が確保された環境で就労することは当然のことではなく、時にそうではない環境で働かなければならないことがあるのです。

### 労働安全衛生と日本

労働安全衛生の状況を移住労働者との関係で俯瞰的に見てみると、日本の特徴も浮かび上がってくるものと思われます。

日本では、2019年1月8日付の労働安全衛生規則の改正により厚生労働省から、「外国人労働者の労働災害発生状況」が公表されています。かかる統計から在留資格「技能実習」における労災の死亡件数を見ると、図2のとおりとなります。

2022年を例にとりますと、労働災害による死亡は技能実習の在留資格の方については3名となっています。3名の尊い命が失われ、失われた命は二度と帰ってきませんので、数の多寡の問題ではないと思います。他方で、日本では移住労働者の

労働災害についての数が把握できる状況にあることがわかります。このように、移住労働者の労働災害を1件1件把握できている国は、それほど多くないと思います。

また、日本では、当たり前ではありますが、技能実習生もヘルメットを着用し、高所作業においてハーネスを着用するなど、日本人と比較して労働安全衛生に関する基準で下回ることはありません。KY活動を技能実習生や特定技能外国人と行うため、KY活動に用いることが多い日本語を重点的に教えているという雇用主もいます。

日本は移住労働者にとって働くうえで「安全」な国であり、「安全」な職場が多く、「早くて・安く・危険」な移動先が多い移住労働の世界にあっては、珍しい存在でしょう。

昨今議論される「選ばれる国」という視点に立っても、日本が安全な就労環境を提供できる国であるというのは、移住労働者やその家族から見て大きな魅力のひとつになると思いますし、日本で身につけた労働安全衛生に関する技能は、出身国に戻ったとしても活用できる技能です。

皆さんが日々取り組んでいる労働安全衛生は、日本が選ばれる国になるうえでも重要です。ぜひ、引き続き、安全で健康を害さない、快適な職場環境づくりを促進していただければと思います。ご安全に!

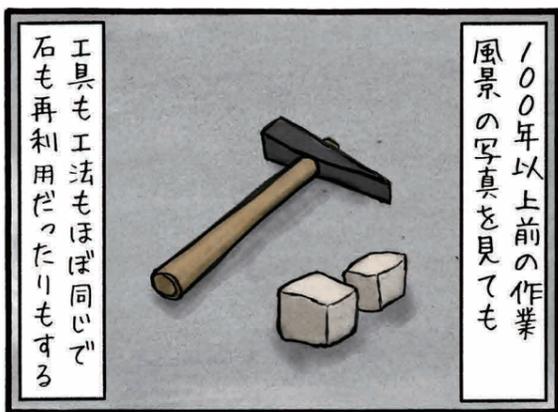
# ジヤックの日報

作・福田雄一

## 現場に向いてヒアリング



## 私の好きな作業風景



## 送り迎え



## 現場の新しい仲間



受入企業で働く日本人と外国人の日常をゆる〜く綴るコーナーです。言葉の違い、文化の違い、笑いのツボの違い。いろいろあるけど、一緒に働いたらお互い笑顔になる瞬間はたくさんあるもの。そんな日々の「ちょっとした出来事」を4コマでお届けします。

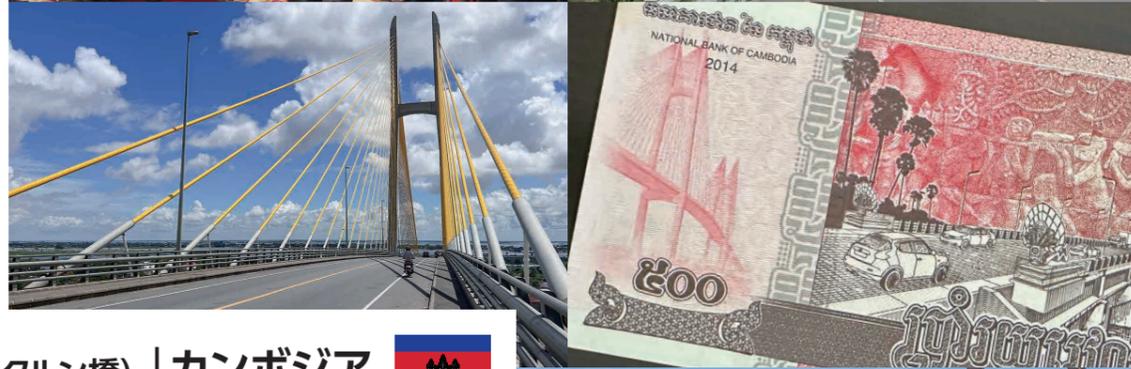


世界には日本が技術提供をして建造した施設や公共物がたくさん存在します。それは、我が国と現地をつなぐ大切な交流の証。そんな海外の事例を紹介していきます。



SYMBOL

## カンボジア・メコン川をわたる「つばさ橋」 国民の悲願だった国土の東西をつなぐ、500リエル札にも描かれた橋梁です。



### つばさ橋(ネアックルン橋) | カンボジア



カンボジアの「つばさ橋(ネアックルン橋)」は、首都プノンベンの南東を走る国道1号線がメコン川を渡るネアックルンに架かる橋梁です。ホーチミン(ベトナム)ープノンベンーバンコク(タイ)を結ぶ南部経済回廊の一部として、2015年に開通しました。1991年に締結されたパリ協定で長く続いた内戦により終止符が打たれ、復興に湧き立つ国民にとって、国土を東西に分断していたメコン川に橋を架けて24時間いつでも通れるようになることは悲願でした。当時、メコン川を渡る手段はフェリーしかなく、交通量がピークに達する年末年始などには、7時間近い待ち時間が生じることもあったなど、交通のボトルネックとなっていました。これに対して日本は技術支援や約120億円を無償供与し、つばさ橋の開通に協力。完成後は、メコン川をいつでも短時間で渡ることができるようになったことで、ベトナム・カンボジア国境通過の交通量が約2倍に増加し、野菜や生鮮食品の流通が増えるなど、メコン地域全体の経済発展に大きく寄与しました。つばさ橋は美的外観から観光名所になっており、カンボジアの紙幣にも印刷されるなど、現地でも喜ばれています。

記事監修・写真提供：独立行政法人 国際協力機構 (JICA)



## Ideabook 親睦のアイデア帳

海外には日本であり知られていない魅力がたくさんあります。外国人と上手く付き合うアイデアとして、アジアを中心とした国々で子どもの頃から親しまれているカルチャーや料理などを紹介していきます。



### インドネシアで愛されるソウルフードの「肉団子スープ」

#### Bakso [ バツソ ]

インドネシアの肉団子スープ

インドネシア料理の代表格といえば、「ナシゴレン」や「ミーゴレン」を思い浮かべる人は多いのではないのでしょうか。炒飯や焼きそばのような味で、日本人にもなじみやすいことから、日本国内でも人気を博しています。

そんな魅力的なインドネシア料理のなかで、国民的ソウルフードのひとつが、「Bakso(バツソ、バクソ)」です。わかりやすくいえば「肉団子スープ」のことで、具となる肉団子は通常、牛ひき肉とタピオカ粉を混ぜたものから作られますが、鶏肉、魚、エビを使ったものもあるようです。

Baksoはインドネシアではいたるところで販売されている

人気料理で、現地では路上の屋台などで地元住民が気軽に食べている姿がよく見られます。味は屋台やお店によって異なりますが、スープは基本的にチキンベースが多いのだとか。甘い醤油や酢、チリソースの一種である「サンバル」といった調味料を自分好みに追加して楽しむことができます。

安価なうえ、屋台では数秒で提供されるので、ファストフードとして手早く食欲を満たすことができるのも人気の理由といえます。現地には専門店もあり、その店ならではの味付けがあるため、一言では語れない奥深さがあるのもこの料理の魅力です。

本場に行ったらやはり屋台で食べたいところですが、近頃は日本国内でもBaksoを楽しめるお店が増えています。見かけたらぜひ味わってみてください。

# JAC NOW #1

JACでは海外からより優秀な人材の受入れを促進する目的で、各国で日本の建設業のPR活動を積極的に行っています。現地の人たちに仕事内容をはじめ、日本の生活様式や文化を知ってもらい、来日意欲を高めることで、建設企業の外国人材の確保や定着へとつなげていきます。今回は、インドネシアでの活動をご報告します。



◀労働省職員との意見交換  
「都市部だけでなく地方でも職種説明会を開いてほしい」など、特定技能制度に対して前向きな意見をいただきました。



# JAC NOW #2

「外国人材とつくる建設未来賞（国土交通大臣表彰）」の授賞式が2023年12月20日に行われました。技能やコミュニケーションスキルの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業、また外国人材との接点を契機に新たな事業展開をされた企業の活動を称える賞で、外国人材との共生社会の実現を目指した取り組みです。



2023年12月20日 東京都内にて



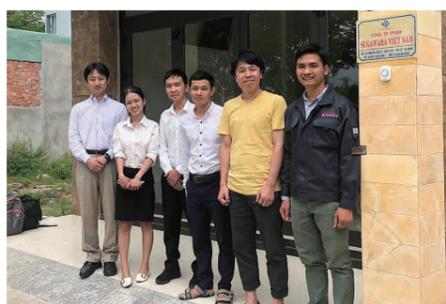
▲ 外国人材育成賞&事業展開賞  
株式会社TK建装



▲ 事業展開賞  
株式会社菅原工業



▲ 外国人材育成賞&事業展開賞  
株式会社菅原設備



▲ 事業展開賞  
株式会社KNDコーポレーション



▲ 外国人材育成賞  
株式会社兼藤



▲ 外国人材育成賞  
株式会社中鉄



▲ 外国人材育成賞  
株式会社三浩総産

## 「外国人材育成賞」「事業展開賞」を7社が受賞

「外国人材とつくる建設未来賞（国土交通大臣表彰）」は、昨年まで行われていた「優秀外国人建設就労者表彰（国土交通省不動産・建設経済局長賞）」の対象を企業にも拡大した賞です。受賞したのは外国人7名と建設企業7社で、建設現場での指導的役割を目指す外国人技能者、外国人材の育成と処遇改善に力を入れていることが評価されました。また、「事業展開賞」では、受け入れた外国人が帰国した際に新たな事業を展開する企業です。

当日、表彰されたのは優秀外国人建設就労者に加えて、「外国人材育成賞」および「事業展開賞」に選ばれた企業で、それぞれ

目新しい取り組みが評価されての受賞となりました。「外国人材育成賞」を受賞したある企業では、外国人が働くうえで「どんな資格や免許を取得すると評価されるか」を具体的に明記した評価制度を確立。外国人が達成感を得ながら成長できる環境づくりに注力していることが評価されました。また、「事業展開賞」では、受け入れた外国人が帰国した際に現地で働けるように現地法人を設立。外国人が長期で活躍できる体制の構築が大きく評価されるなど、ほかの企業にとっても参考になる取り組みが多く見られました。



## 受入企業のお役立ち支援！

JACでは、特定技能外国人が建設業界において中長期的に活躍できるよう、下記の2つに注力して取り組んでいます。

特定技能外国人のスキルアップに資する講習・研修実施支援

特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

主に特定技能1号の方向け

## 研修・講習サポート

優秀な外国人材の採用・育成をトータルに支援！

JACは、受入企業の皆さまのご要望にお応えし、支援事業を正会員団体傘下の建設企業ならびにJAC賛助会員向けに提供しております。

JACは、正会員団体の研修・講習の企画や費用を原則として全面的にサポートいたします。

### いま、特定技能外国人を雇用している受入企業さまへ

#### 1. スキルアップ技能研修でサポート

就労中の特定技能外国人向けに、各職種の正会員団体が、技能検定2級相当の技能研修でスキルアップをサポートし、特定技能2号を目指す方のステップアップを後押しします。

##### 正会員団体傘下の会員企業

原則として1団体1年度200万円の経費をJACが負担いたします。正会員団体を通じて、申請してください。

正会員団体を通じて申請

##### JACの賛助会員

原則として、最大3,000人までを対象とし、1人最大3万円の経費をJACが負担いたします。JACに直接申請してください。

JACに直接申請

※この支援事業は、厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、中小企業建設事業主として経費助成を受けた場合を対象とし、当該助成経費部分を除きJACが負担するものです。

### 特定技能外国人を雇用予定の受入企業さまへ

#### 1. 基礎教育のサポート

特定技能として就労を希望する外国人に対して、各職種の正会員団体が、基本的な技能に関する研修・講習を実施し、技能の習得をサポートします。基本的な技能を身につけてもらうので安心して雇用できます。

制度理解を深める

#### 「受入れ後講習」で入社後の特定技能外国人をサポート

「受入れ後講習」は、在留資格「特定技能」として、建設分野での就労をスタートさせる外国人のために、一般財団法人国際建設技能振興機構(FITS)が実施しています。国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、原則6カ月以内に、特定技能外国人にこの講習を受講させることが義務付けられています。「受入れ後講習」は建設分野の特定技能外国人が、自分たちに関わる受入れや保護の仕組みを理解することが目的です。



無料で学べる

## ① オンライン特別教育

### パソコンで無料オンライン受講！

JACでは建設分野の特定技能外国人等を対象とした特別教育を、外国人の母語(外国語)で提供いたします。この機会にJACが提供する「オンライン特別教育」をぜひご活用いただき、特定技能外国人等の労働安全衛生に努めてください。

※今後、受講対象科目および対象言語は順次拡大していきます。



対象

- ①建設工事を営む企業で就業中の「在留資格:特定技能1号」の外国人企業は、講座を受講する外国人の受入負担金を支払っている必要があります。
- ②上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入負担金を支払っている必要があります。

開講スケジュールはこちら

定員に達した場合①の特定技能外国人が優先となります。



#### オンライン特別教育のラインナップ

JACが提供するオンライン特別教育は、登録教育機関へ委託し、学科教育を実施しています。

※受講対象科目および対象言語は随時拡大していきます。

##### 受講申込みと注意事項はこちら

申請用送信フォームより申請してください。



#### フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(学科:4.5時間)

受講対象者

高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者。

内容

- 作業に関する知識
- 墜落防止器具に関する知識
- 労働災害の防止に関する知識
- 関係法令



対応言語

英語

ベトナム語

インドネシア語

中国語簡体字 準備中

カンボジア語 準備中

#### 足場の組立等の業務に係る特別教育(学科:6時間)

受講対象者

足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務を行う者。(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く。)

内容

- 足場及び作業の方法に関する知識
- 工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識
- 労働災害の防止に関する知識
- 関係法令



対応言語

英語

ベトナム語

インドネシア語

中国語簡体字 準備中

カンボジア語 準備中

#### 新規入職者安全衛生教育(学科:3時間)

受講対象者

新規採用者、作業内容が変わる者、雇入れ時の教育を受けていない者。

内容

- 建設現場とは
- 建設現場の仕事と安全衛生
- 労働災害とその防止対策
- 安全衛生保護具等の取扱い



対応言語

英語

ベトナム語

インドネシア語

中国語簡体字 準備中

カンボジア語 準備中

CHECK!!

詳しくはJACのホームページをご覧ください。

<https://jac-skill.or.jp/news/information/hiring-support-service-for-ssw.php>



詳しくはこちら

## ② 日本語講座

### 日本語のレベルアップを目指す無料講座

特定技能外国人が無料で受講できる日本語講座です。各種コースを用意。受入企業の技能実習生も対象となります。



#### JAC日本語講座の ラインナップ

##### 日曜リアル日本語教室 【対面】

会話やディスカッション、ロールプレイなどのカリキュラムを中心に、「話す・聞く・読む・書く」の総合力の基礎を養います。

##### 日本語のもじとこい 【オンライン】

ひらがな・カタカナを書くことができ、正しい音で読むことができるようになる。  
(全12回/各50分)

##### やさしい日本語講座 【オンライン】

日常会話の基礎から、職場で使用する丁寧な日本語まで、幅広いレベルに対応します。  
(全20回/各1時間)

##### サンデー日本語教室 【対面/オンライン】

日曜開催の講座は、仕事や日常生活との都合がつけられやすく、学習をストレスなく進められます。  
(対面式・オンライン式を選べます)

##### N5~N2を目指す日本語講座 【オンライン】

試験範囲に焦点を当てた試験対策重点コース。日本語能力の向上と中長期のキャリア形成を支援します。

#### 対象

- ①建設工事を営む企業で就業中の「在留資格：特定技能1号」の外国人企業は、講座を受講する外国人の受入負担金を支払っている必要があります。
- ②上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入負担金を支払っている必要があります。

#### 開講スケジュール はこちら

定員に達した場合①の特定技能外国人が優先となります。



## ④ CCUS手数料支援

### CCUS手数料を 全額支援申請はこちら！

特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録などが必要です。JACでは事業者の管理者ID利用料と、能力評価手数料を全額支援しています。  
※令和5年度手数料分から対象とします。

#### 管理者ID利用料(11,400円/年)

管理者ID利用料は、一旦(一財)建設業振興基金(CCUS事務局)へお支払いいただき、後日JACより受入企業に全額お支払いいたします。

#### 能力評価手数料(4,000円/人)

1号特定技能外国人の能力評価手数料は、一旦(一社)建設産業専門団体連合会(建設技能者能力評価推進協議会事務局)へお支払いいただき、後日JACより受入企業に全額お支払いいたします。

管理者ID利用料補助申請はこちら  
WEBフォームより申請してください。



能力評価手数料補助申請はこちら  
WEBフォームより申請してください。



## ③ 一時帰国支援

### 特定技能外国人1人5万円を支援

JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援しており、今年度からさまざまな要件を緩和します。

#### 支払対象

- ①1号特定技能外国人  
令和5年4月1日以降に一時帰国後、同一受入企業で就労を継続している方。
- ②2号特定技能外国人  
受入企業が、所属するすべての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている必要があります。

#### 支払限度額等

**5万円**  
1人一回限り

JACから特定技能外国人本人または受入企業に振込いたします。

#### 申請に必要な書類

- 在留カード
- パスポート  
顔写真のページ
- 往復航空券半券等  
eチケットの控えも可



#### お問合せ先

一時帰国支援制度専用窓口 ☎ 0120-056-045  
月~金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分~17時30分  
専用問合せメールアドレス ✉ ichijikikoku@i-rac.co.jp  
本業務は、日本アイラック株式会社に業務を委託しております。

#### 申請はこちら

WEBフォームより  
申請してください。



## ⑤ 補償制度

### 万が一のときに 無料で使える「労災上乗せ補償」

全ての受入企業が補償制度の対象となっています！

受入企業が特定技能外国人に対して、規程に従い給付した見舞金に相当する金額は、JACが加入する保険契約に基づき、受入企業から保険会社へ保険金請求が可能です。

1 受入負担金を原資として運営する制度であるため、新たな金銭負担はありません。

2 1号特定技能外国人のみが補償の対象となります。

3 国が運営する労災保険の給付対象となる業務災害に対して、補償を行う「上乗せ補償」です。



#### お問合せ先

補償制度専用窓口 ☎ 0120-514-049  
月~金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分~17時30分  
専用問合せメールアドレス ✉ jac-hosho@inss.jp  
本業務は、株式会社インシュアランス サービスに業務を委託しております。

#### 詳細はこちら

JACホームページを  
ご確認ください。



# information

コールセンターからのご案内

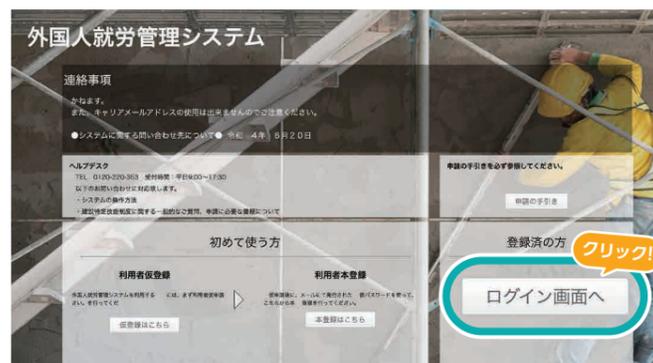
当機構コールセンターでは、特定技能外国人制度をはじめ、外国人就労管理システムの操作方法、JACへの入会方法など、いろいろな疑問やお困りごとにお答えしています。

今回は、外国人就労管理システムのID/パスワードの再発行の方法を説明します。万が一、IDやパスワードを紛失してしまってもあわてずに、手順に従って設定してください。

## ID・パスワード再発行操作

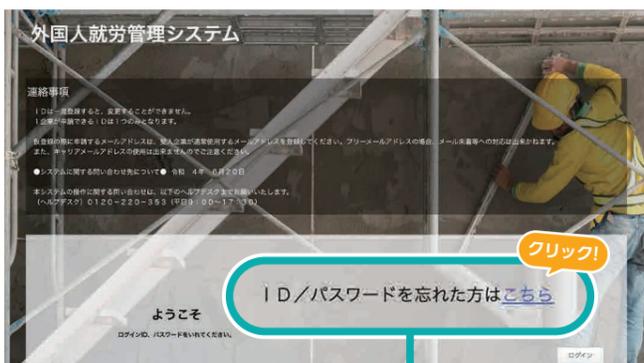
### STEP.1

就労管理システムのトップ画面【ログイン画面へ】をクリック



### STEP.2

ログイン画面の【ID/パスワードを忘れた方はこちら】をクリック



### STEP.3

#### ① どちらかにチェック

- 両方不明の場合は、「ID紛失」から操作を行い、IDがメールで届いたら「パスワード紛失」操作を行います。

#### ② 「パスワード紛失」の場合のみ入力

#### ③ 建設業許可番号を半角で入力 チェック!

- 「入力された建設業許可番号に該当するログインIDが見つかりません」とエラーが出る場合は、入力が間違っています。
- 「[般-1]を[般-01]で登録されている場合は、両方でお試ください。
- 建設業許可を更新している場合は、新旧両方でお試ください。

#### ④ 登録されているメールアドレスを入力

- 「入力されたメールアドレスに該当するログインIDが見つかりません」とエラーが出る場合は入力間違いか、別のアドレスで登録されています。

#### ⑤ 必須事項を入力したらクリック

- 「再発行(メール送信)します。よろしいですか?」と、表示されるので、「はい」を押す。問題なければ「メールを送信しました」と出ます。
- 国交省からの自動配信メールは、フリーメールだと受信できないことが多いため、1時間ほど待っても受信できない場合はコールセンターへお問合せください。

操作がうまく行かない場合はコールセンターへお問合せください

コールセンターへのお問合せは、ご本人が代理権を有する行政書士・弁護士のみのご案内となります。登録支援機関等からのお問合せはご案内できません。

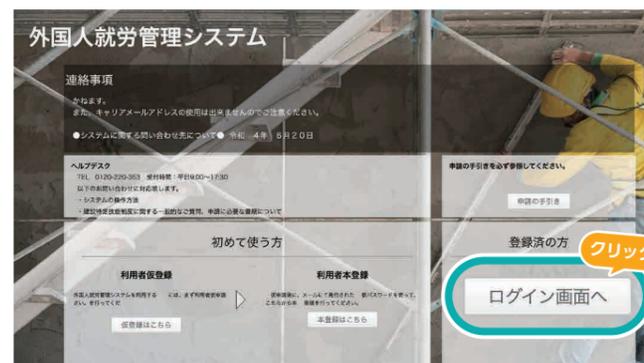
**0120-220353** 平日 9:00~17:30  
土日祝休み  
電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

## パスワード設定/変更操作

パスワード再発行を行った場合は次ページへ →

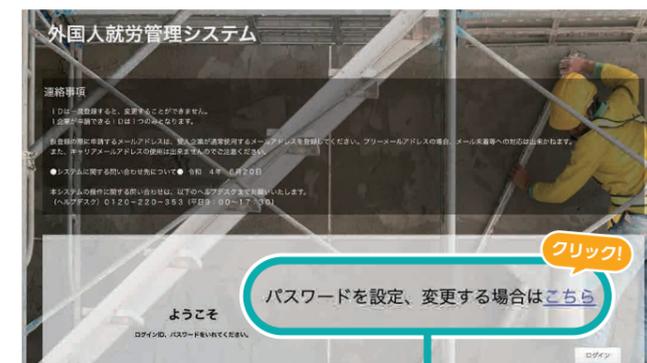
### STEP.1

就労管理システムのトップ画面【ログイン画面へ】をクリック



### STEP.2

ログイン画面の【パスワードを設定、変更する場合はこちら】をクリック



### STEP.3

#### ① 「既存パスワード変更」にチェック

#### ② ログインIDを入力

#### ③ 現在のパスワードを入力

パスワード設定/変更		設定値
設定項目	設定/変更区分	<input type="radio"/> 新規パスワード設定 <input checked="" type="radio"/> 既存パスワード変更
ログインID		<input type="text"/>
旧パスワード		<input type="text"/>
新規パスワード		<input type="text"/>
新規パスワード(再確認)		<input type="text"/>

#### ④ 新しくパスワードを設定

- 8文字以上、64文字以内です。
- 半角英数字および記号が使用可能で、スペースは使用不可です。
- 英大文字1文字以上、英小文字1文字以上、数字または記号1文字以上を含む文字列で設定が必要です。
- ログインIDに含まれる3文字以上連続する文字は使用不可です。(例: 田中(Tanaka)さんの場合は「12ana463X」は使用不可)。
- 過去3回までに設定したパスワードと同じ文字列は使用不可です。

#### ⑥ 必須事項を入力したらクリック

- 「登録します。よろしいですか?」と表示されるので、「はい」を押す。
- 問題なければ「パスワード変更が完了しました」と出てログイン後のメニュー画面へ切り替わる。

#### ⑤ 新規パスワード(再確認)

- ④に入力した新規パスワードと同じものを入力します。

操作がうまく行かない場合はコールセンターへお問合せください

コールセンターへのお問合せは、ご本人が代理権を有する行政書士・弁護士のみのご案内となります。登録支援機関等からのお問合せはご案内できません。

**0120-220353** 平日 9:00~17:30  
土日祝休み  
電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

## パスワード設定/変更操作【パスワード再発行を行った場合】

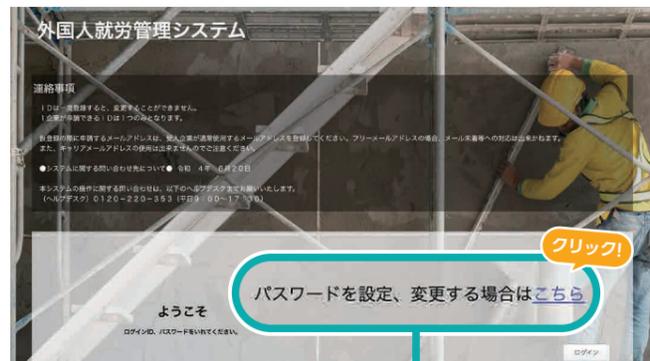
### STEP.1

就労管理システムのトップ画面【ログイン画面へ】をクリック



### STEP.2

ログイン画面の【パスワードを設定、変更する場合はこちら】をクリック



### STEP.3

① 「既存パスワード変更」にチェック

② ログインIDを入力

③ 仮パスワードを入力  
パスワード再発行を行った場合は、メールで届いた仮パスワードを「コピー」して、旧パスワード欄に「貼り付け（ペースト）」してください。

④ 新しくパスワードを設定

- 8文字以上、64文字以内です。
- 半角英数字および記号が使用可能で、スペースは使用不可です。
- 英大文字1文字以上、英小文字1文字以上、数字または記号1文字以上を含む文字列で設定が必要です。
- ログインIDに含まれる3文字以上連続する文字は使用不可です。(例: 田中(Tanaka)さんの場合は「12ana463X」は使用不可)。
- 過去3回までに設定したパスワードと同じ文字列は使用不可です。

⑥ 必須事項を入力したらクリック

- 「登録します。よろしいですか?」と表示されるので、「はい」を押します。
- 問題なければ「パスワード変更が完了しました」と出てログイン後のメニュー画面へ切り替わる。

⑤ 新規パスワード(再確認)

- ④に入力した新規パスワードと同じものを入力します。

パスワード設定/変更	
設定項目	設定値
設定/変更区分	<input type="radio"/> 新規パスワード設定 <input checked="" type="radio"/> 既存パスワード変更
ログインID	<input type="text"/>
旧パスワード	<input type="text"/>
新規パスワード	<input type="text"/>
新規パスワード(再確認)	<input type="text"/>

※英字大文字・小文字と数字または記号の混在にて、8から64桁で入力してください。

操作がうまく行かない場合はコールセンターへお問合せください

コールセンターへのお問合せは、ご本人が代理権を有する行政書士・弁護士のみのご案内となります。登録支援機関等からのお問合せはご案内できません。

**0120-220353** 平日 9:00~17:30 土日祝休み  
電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。



お電話でのお問合せについて

### お電話する前に

お電話をかけられる際は、スムーズなご案内のため可能な限りご協力ください。

企業の状況や申請に関する場合は、受入企業の担当者・代理権を有する弁護士・行政書士の方からの問合せをお願いいたします。

外国人就労管理システムの資料を一緒にご覧いただきたいため、システムを見られる状態でお問合せください。請求書に関するお問合せにつきましては、お手元に請求書をご準備いただき、システムを見られる状態でお問合せください。

日本国内からは、フリーダイヤル(無料)でおかけいただけます。お気軽にご質問、ご相談ください。

**0120-220353**

フリーダイヤルをご利用いただけない方 03-6453-0220  
平日 9:00~17:30 土日祝休み  
※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。



ホームページからの  
お問合せはこちら



<https://jac-skill.or.jp/form/inquiry.php>

### お問合せ内容選択

自動音声がお受けいたしますので、お問合せ内容に応じて[ダイヤルキー]と[#]を押してください。

0 # 特定技能外国人制度の変更点について  
特定技能外国人制度の変更点に関するお問合せ

1 # 外国人就労管理システムの操作方法について  
受入企業様による外国人就労管理システムの操作方法に関するお問合せ

2 # 試験について  
建設分野特定技能1号評価試験に関するお問合せ

3 # 仕事を探している人  
求職に関するお問合せ

4 # 入会について  
JACへの入会方法、年会費と受入負担金についてのお問合せ

5 # 特定技能の職種と業務について  
特定技能外国人が就労可能な職種と業務に関するお問合せ

6 # 一時帰国支援制度について  
一時帰国支援制度に関するお問合せ

7 # その他  
上記7項目以外のお問合せ



※お問合せ内容により、携帯電話番号宛にショートメッセージサービス(SMS)を利用したご案内を行う場合があります。その場合、メッセージの受信料はかかりません。[6] [#]をプッシュいただくと、携帯電話からおかけいただいた方にはSMSおよび音声ガイダンスにて専用窓口の電話番号をお知らせいたします。それ以外の方には音声ガイダンスにて専用窓口の電話番号をお知らせいたします。